

三一九	五役之者無役入候節五役頭万端世話致し候につき扣(天保十三年 目付→五役、無役世話役)	5 - 1
三二〇	御成雨天により濡御手当給付につき達(天保十三年 目付→五役)	5 - 1
三二一	上野参詣雨天により濡御手当給付につき人数書上(天保十三年 目付→)	5 - 2
三二二	奥向中間・小人の勤方改革につき達(天保十三年 目付→二役頭)	5 - 2
三二三	御馬攀人濡御手当給付願(天保十三年 中間頭→)	5 - 3
三二四	追鳥狩御成之節心得(天保十三年 目付→中間頭)	5 - 4
三二五	御台所被下候につき取調可被差出達(天保十三年 目付→五役頭)	5 - 4
三二六	弁当も難相用難渋の者江御台所利用願(天保十二年 新土戸番→中間頭)	5 - 8
三二七	拝領屋敷相対替願(天保十三年 中間頭→目付)	5 - 9
三二八	麹町善国寺谷学問教授所再建につき達(天保十三年 目付→)	5 - 10
三二九	御目付支配無役拝領屋敷召上につき届(天保十三年 中間頭→目付)	5 - 10
三三〇	御目付支配無役拝領屋敷召上につき届(天保十三年 中間頭→目付)	5 - 11
三三一	中間・小人、近來御用向相嵩につき御中間・御小人日々三人宛定式差出候達(天保十三年 目付→二役頭)	5 - 14
三三二	駕籠之者流罪につき御目見遠慮之格被申渡候達(天保十三年)	5 - 14
三三三	指物雛形短冊の認様式変更につき達(天保十三年 大目付・目付→四役頭)	5 - 14
三三四	中間大縄屋敷上ヶ地取戻願(天保十三年 中間頭→目付)	5 - 14
三三五	拝領地面境ニふせ有之候下水につき争論解決願(天保十三年 小人目付→中間頭)	5 - 16
三三六	新曆号「天保壬寅元暦」与被立候につき来々辰年より新曆頒行の達(天保十三年 目付→)	5 - 18

三三七	權現様御誕生日今年干支御相当につき御祝儀達(天保十三年 徒目付組頭→)	5 - 18
三三八上	御役羽織染方不宜候儀細工所江申渡候につき達(天保十三年 徒目付組頭→)	5 - 19
三三八下	拝領屋敷猥ニ貸置間敷候達(天保十四年 若年寄→)	5 - 19
三三九	中間百歳迄奉公につき祝儀の達(天保十四年 目付→)	5 - 20
三四〇	上野御参詣其外御成につき達(天保十四年 目付→三役頭)	5 - 20
三四一	甥流罪につき西丸中間目付処分伺(天保十四年 中間頭→)	5 - 21
三四二	濡御手当被下候人数之儀は不同様可致候達(天保十四年 目付→五役頭)	5 - 22
三四三	中間持用金地より出火につき中間処分伺(天保十四年 中間頭→)	5 - 22
三四四	七十歳、五十年以上勤之者書上(天保十四年 中間頭→目付)	5 - 23
三四五	中間大縄町屋敷内上ヶ地取戻につき掛合願(天保十四年 中間頭→町奉行衆、勘定奉行衆、勘定吟味役衆)	5 - 25
三四六	中間目付へ褒美被下候達(天保十四年 若年寄→目付)	5 - 26
三四七	馬場大的場新規出来につき達(天保十四年 目付→)	5 - 26
三四八	功類請取方之儀御断御差出方法変更の達(天保十四年 目付→)	5 - 26
三四九	右大将様供揃にて本丸御成之節挾箱持出につき達(天保十四年 三役頭)	5 - 27
三五〇上	大縄組屋敷不相当の者取調可被差出達(天保十四年 目付→)	5 - 27
三五〇下	組々大縄屋敷等之儀取調被候につき達(天保十四年 目付→)	5 - 27
三五一	御宅誓詞相願節につき廻状扣(天保十四年)	5 - 27
三五二	拝領屋敷貸地・借地等承届候様可致候達(天保十四年 目付→)	5 - 27
三五三	公方様・右大将様仙台馬・南部馬上覽につき達(天保十四年 西丸目付→三役頭)	5 - 28
三五四	遠御成之節御提灯建候取極達(天保十四年 西丸目付→)	5 - 28
三五四	勝手向之儀取調可申し出達(天保十四年 目付→五役頭)	5 - 28
三五六	中間・小人向の手当等省略いたし候様達(天保十四年 目付→二役頭)	5 - 29

三五七	下渋谷村砲術角場御取建につき達（弘化元年 目付→）	5 - 30
三五八	御用傘猥に相用申間敷候達（弘化元年 目付→）	5 - 30
三五九	拝領屋敷類焼により中間目付拝領屋敷内借地願（弘化元年 掃除之者頭↓）	5 - 30
三六〇	右大將様小金井筋御成につき達（弘化元年 西丸目付→）	5 - 31
三六一	奥向衆乗様につき廻状（弘化元年）	5 - 32
三六二	町奉行所への小人目付出役停止につき達（弘化元年 目付→）	5 - 32
三六三	中間頭娘病死につき忌中届（弘化元年 中間頭→目付）	5 - 32
三六四	中間江御入人被仰付候様願（弘化元年 中間頭→目付）	5 - 32
三六五	普請方改役倅中間相勤罷在候儀御尋につき返答（弘化元年 中間頭→若年寄）	5 - 33
三六六	御花壇馬場において馬術上覽につき達（弘化元年 目付→中間頭）	5 - 34
三六七	御目付支配配無役家督相続につき扣（弘化元年）	5 - 34
三六八	本丸納戸番勤方ににつき廻状扣（弘化元年）	5 - 35
三六九	鉄行灯焼失分新規受取願（弘化元年 二役頭→目付）	5 - 35
三七〇	本丸炎上による番所勤方変更につき扣（弘化元年）	5 - 35
三七一	四役仮部屋へ引移候様達（弘化元年 目付→四役）	5 - 36
三七二	西丸小人目付部屋の仮利用につき願（弘化元年 二役頭→西丸目付）	5 - 37
三七三	小金井筋御成雨天による濡御手当給付につき扣（弘化元年）	5 - 37
三七四	右大將様二丸へ逗留につき達（弘化元年 目付・西丸目付→五役頭 ・西丸駕籠之者頭）	5 - 38
三七五	右大將様二丸より還御につき達（弘化二年 目付→徒目付組頭）	5 - 40
三七六	拝領屋敷相対替願につき達（弘化元年 小普請支配→目付）	5 - 41
三七七	西丸より本丸へ御移徙につき達（弘化二年 老中→）	5 - 41
三七八	三役譜の者養子取組につき回答（弘化二年 三役頭→徒目付組頭）	5 - 45
三七九	清服下賜の先例につき掛合（弘化二年 勘定奉行→目付）	5 - 46
三八〇	右大將様紅葉山參詣につき装束受取願（弘化二年 中間頭→西丸目付）	5 - 46

三八一上	中間隠居・家督相続につき掛合（弘化二年 勘定奉行→目付）	5 - 48
三八一下	伯父への家督相続につき掛合（弘化二年 無役世話役→御用所）	5 - 47
三八二	中間の祖父自害につき報告（弘化二年 中間頭→当番）	5 - 47
三八三	勘定所修復中取締相勤候者御扶持先例につき掛合（弘化二年 勘定所→目付）	5 - 49
三八四	布衣以下の者の屋敷所持数につき達（弘化二年 目付→五役）	5 - 48
三八五	諸向取人につき達の扣（弘化二年）	5 - 48
三八六	將軍服喪明けの紅葉山參詣につき清服被下置候様願（弘化二年 三役頭↓）	5 - 49
三八七	中間脇差紛失につき届（弘化二年 中間頭→目付・西丸目付）	5 - 51
三八八	小普請方より中間帰番につき届（弘化二年 中間頭→目付）	5 - 52
三八九	右大將様御成之節本丸・西丸への連絡手順につき（弘化三年）	5 - 52
三九〇	大火により御救金給被下につき達（弘化三年）	5 - 52
三九一	掃除之者無役に相成につき伺（弘化三年 二役頭、無役世話役→目付）	5 - 53
三九二	五役の内訳につき尋（弘化三年 御用所→五役頭）	5 - 53
三九三	御乳持に暇被下につき達（弘化三年 留守居年寄→目付）	5 - 54
三九四	御成之節強雨のため濡御手当給付につき扣（弘化四年）	5 - 54
三九五	中間へ褒美金被下につき達（弘化四年 若年寄→目付）	5 - 54
三九六	手当減方のため人数取調候様達（弘化四年 目付→）	5 - 54
三九七	手当対象人数取調候様達（弘化四年 目付→）	5 - 54
三九八	中間目付・小人目付跡役吟味につき達（嘉永元年 目付→二役頭）	5 - 55
三九九	中間養母若年寄へ駕籠訴いたし候につき届（嘉永元年 中間頭↓）	5 - 56
四〇〇	中間頭病気につき湯治願（嘉永元年 中間頭→目付）	5 - 56
四〇一	中間目付・小人目付跡役選出手順につき扣（嘉永元年）	5 - 57
四〇二	扶持米請取方表判・裏判問合（嘉永元年 表右筆衆→中間頭）	5 - 57
四〇三	中間頭忌服につき届（嘉永元年 中間頭↓）	5 - 57
四〇四	中間久離取り消しにつき扣（嘉永二年）	5 - 57
四〇五	遠御成並還御夜に入候節の提灯等受取につき掛合（嘉永二年 勘定所→目付方）	5 - 58

四〇六	中間頭異動につき届（嘉永二年 中間頭→）	5	58
四〇七	宝永度中間頭畔柳助九郎につき尋（嘉永二年 目付→中間頭）	5	58
四〇八	中間の父（隠居）に対する久離願書につき扣（嘉永二年）	5	58
四〇九	浦賀奉行組同心へ中間異動につき達（嘉永三年 目付→）	5	59
四一〇	元中間遺族へ被下置候扶助米高につき伺（嘉永三年 中間頭→）	5	59
四一一	中間暇申渡につき達（嘉永四年 目付→）	5	59
四一二	中間目付・小人目付見習申渡につき達（嘉永四年 目付→）	5	61

新古改撰誌記 卷之六

四一三	線姫様山王参詣につき達（嘉永五年 目付→三役頭）	6	1
四一四	右大将様増上寺参詣につき達（嘉永五年 若年寄→西丸目付）	6	3
四一五	公方様・右大将様御成につき不足分雇願（嘉永五年 中間頭→目付）	6	4
四一六	去月御成の節風雪につき手当給付の達（嘉永五年）	6	4
四一七	二丸へ右大将様逗留につき達（嘉永五年 西丸目付→）	6	4
四一八	竹橋御藏地にて大筒上覽につき達（嘉永五年 目付→徒目付組頭）	6	5
四一九	右大将様二丸逗留中の取締等の達（嘉永五年 西丸徒目付組頭→）	6	5
四二〇	火消道具の内焼失等の品調査につき達（嘉永五年 西丸目付→二役頭）	6	6
四二一	右大將様増上寺参詣につき達（嘉永五年 西丸目付→徒目付組頭）	6	6
四二二	若年寄衆武術見分につき達（嘉永六年 目付→四役頭）	6	6
四二三	御用多につき増泊り仕り候人数届（嘉永六年 目付→當番所）	6	7
四二四	異国船到来非常時の心得達（嘉永六年 御馬預→）	6	9
四二五	公方様御中暑の御機嫌伺につき達（嘉永六年 西丸目付→）	6	9
四二六	旗本・御家人等へ拝借金等被仰出につき達（嘉永六年 老中・若年寄→目付）	6	19
四二七	旗本・御家人共風儀を改可申候につき心得達（嘉永六年 →目付）	6	19
四二八	拝借金・下賜金被下候者御礼につき達（嘉永六年 →目付）	6	20

四二九	百俵以下之者江被下金割合につき達（嘉永六年）	6	21
四三〇	質素儉約行届候様心得達（嘉永六年 老中→大目付・目付）	6	21
四三一	西丸勤之者本番相勤候節の装束につき達（嘉永六年 目付→徒目付組頭）	6	22
四三二	中間・小人等打込勤被仰付につき伺（嘉永六年 二役頭→）	6	22
四三三	儉約中の御料理・御酒差出につき達（嘉永六年 賄頭・表御台所頭→目付）	6	25
四三四	組の内跡役跡番の届方につき扣（嘉永六年）	6	25
四三五	西丸中間目付人數増減につき尋（嘉永六年 勘定所→中間頭衆）	6	25
四三六	公方様本丸御成御供の手当金につき達（嘉永六年 西丸目付→）	6	25
四三七	海防非常之節御賄被下候につき人数取調につき達（嘉永七年 大目付・目付→）	6	26
四三八	異國船渡來非常時の賄支給人數取調につき達（嘉永七年 大目付・目付→）	6	26
四三九	西墨利加船渡來之節出役の手当銀につき達（嘉永七年 目付→三役頭）	6	26
四四〇	四役頭	6	26
四四一	家定服喪明の山王参詣につき達（嘉永七年）	6	28
四四二	天下一統の干支のため役人等登城につき達（安政二年 目付→）	6	29
四四三	触番之者兄之組二罷成候間組替伺（安政二年 中間頭→目付）	6	30
四四四	中間頭小野鉄兵衛前役につき尋（安政二年 表右筆所→中間頭）	6	30
四四五	学問所學問吟味につき心得（安政二年 目付→五役頭）	6	30
四四五	安政の大地震による居宅皆潰等被害取調の達（安政二年 勘定奉行→目付・西丸目付）	6	31
四五六	番所等での地震時怪我人へ手当被下につき達（安政二年 若年寄→目付）	6	31
四五六	天保度同済道具代金書抜（安政二年）	6	31
四四八	中間部屋入用増加につき心得達（安政二年 中間頭→御供組頭）	6	32
四四九	嘉永二年の親族病死による引込と御免の例につき扣（安政二年）	6	33
四五〇	地震後の家作届出偽りにつき詫状（安政二年 向田鉄之進→中間頭）	6	33
四五一		6	34

四五二	中間出役のため切米等につき達（安政二年 下田奉行支配組頭→中間頭）	6 34
四五三	組之者他向への外出につき届方扣（安政二年）	6 34
四五四	地震による居宅破損の者へ御救金拝領願（安政二年 五役頭→）	6 35
四五五	中間目付処分につき伺（安政三年 中間頭→）	6 35
四五六	押込処分被仰付候者俸の処分につき扣（安政三年）	6 35
四五七	学問素読吟味につき尋（安政三年 目付→中間頭）	6 36
四五八	浜・講武所御成につき心得（安政三年 海防掛目付→二役頭）	6 36
四五九	学問諸学問吟味につき心得（安政三年 目付→四役頭）	6 36
四六〇	大風雨にて居宅吹潰之者休日申渡につき扣（安政三年）	6 37
四六一	篤君御広敷御入之節の行列・道筋につき達（安政三年 目付→三役頭）	6 38
四六二	学問所素読出精につき褒美被下置候達（安政三年 目付→中間頭）	6 39
四六三	中間屋敷拝領願差出につき扣（安政三年）	6 39
四六四	御門勤番不勤につき達（安政三年 中間頭→二丸両御門番）	6 40
四六五	大風雨につき居宅吹潰之者人數書上（安政三年 中間頭→）	6 40
四六六上	中間頭拝借金上納年賦金額につき伺（安政三年 中間頭→）	6 42
四六六下	中間拝借金上納仕方につき掛合（安政三年 目付→）	6 43
四六七	中間拝領屋敷町入用改につき御沙汰願（安政三年 町内世話役→中間頭）	6 44
四六八	御馬撃人不勤につき達（安政三年 中間頭→御供組頭）	6 49
四六九	二丸御長屋御門番手当頂戴願（安政三年 二丸御長屋御門番→中間頭）	6 51
四七〇	西丸火之元取締等心得につき達（安政四年 西丸目付→）	6 51
四七一	泊所脇井水汲取制限につき願（安政四年 御書院番頭→目付）	6 51
四七二	諸向定式渡物御断簡略化につき伺（安政四年 納戸頭→目付）	6 52
四七三	中間目付病死につき届（安政四年 中間頭→）	6 53
四七四	叔父揚屋へ収容につき中間押込伺（安政四年 中間頭→）	6 53
四七五	越中島調練場御成につき伺（安政五年 目付→）	6 55

挿入図

四六三

（安政三年）

新古改撰誌記 卷之七

四七八	神奈川筋御成御供人數割につき尋（安政五年 目付→四役頭）	6 55
四七八	越中島御成之節御馬差添につき下賜金の達（安政五年）	6 55
四七八	町屋敷上げ地につき御中間大縄屋敷取戻願（安政五年 中間頭→）	6 55
四七八	御目付支配無役代官手附へ出役につき達（安政五年 ↓目付）	6 58
四八〇	温恭院出棺の御供立につき達（安政五年 目付→四役頭）	6 58
四八一	御台所湯方釜壇修復につき見廻りの達（安政五年 目付→中間頭）	6 61
四八二	中間不正につき召出の達（安政五年 当番所→中間頭・差添・名代）	6 62
四八三	家定御移徙之節打込相勤候者書上達（安政五年 目付→二役頭）	6 63
四八四	黒鉄頭組筋跡役之者書上	7 1
四八五	御掃除頭組筋跡役之者書上	7 3
四八六	御中間頭組筋跡役之者書上	7 5
四八七	御小人頭組筋跡役之者書上	7 10
四八八	御駕籠之者頭跡役之者書上	7 14
四八九	中間逐電につき届（寛政七年 中間頭→目付）	8 1
四九〇	中間の養父逐電につき届（寛政十二年 中間頭→目付）	8 7
四九一	中間吟味につき達（文化七年 奏者番→）	8 9
四九二	元中間召捕につき見知人差出の達（文化十三年 北町奉行→中間頭）	8 20
四九三	中間の養父出奔につき届（文政二年 広敷伊賀者→）	8 34

新古改撰誌記 卷之八

四九四	中間逐電につき届（寛政七年 中間頭→目付）	8 1
四九五	中間の養父逐電につき届（寛政十二年 中間頭→目付）	8 7
四九六	中間吟味につき達（文化七年 奏者番→）	8 9
四九七	元中間召捕につき見知人差出の達（文化十三年 北町奉行→中間頭）	8 20
四九八	中間の養父出奔につき届（文政二年 広敷伊賀者→）	8 34

四九四	中間俸并厄介につき尋（文政四年 火附盜賊改→中間頭）	8 1	41
四九五	役所へ中間・小人差出の達（天保二年 北町奉行、目付→目付）	8 1	43
四九六	中間道中打合につき口上書（天保五年 中間↓）	8 1	49
四九七	役所へ中間等差出の達（天保六年 南町奉行↓）	8 1	65
四九八	中間目付長瀬平五郎次男久離届（天保六年 中間頭→北町奉行）	8 1	68
四九九	中間神田忠作養父久離届（天保七年 中間頭→南町奉行）	8 1	68
五〇〇	役所へ中間並弟・俸差出の達（天保十年 目付↓中間頭）	8 1	69
五〇一	中間賄役持用金地より出火につき押込伺（天保十四年 中間頭↓）	8 1	94
五〇二	中間往来人に手負疵為負候二付手紙（天保十五年 町名主→中間組頭）	8 1	94